

I 事業概要

1 事業開始前の現状と課題

(1) 事業開始前の現状

- ・両県において、視覚障がい特別支援学校は 2 校、聴覚障がい特別支援学校は分校を含めて 4 校、病弱教育特別支援学校は 5 校であり、教育資源として少ない状況にある。
- ・視覚障がい、聴覚障がい特別支援学校では児童生徒数が減少傾向にあり、幼児児童生徒の学習内容の設定や集団の確保が難しく、多角的な視点での指導の在り方の検証が必要になってきている。
- ・病弱特別支援学校については、心身症の生徒の増加により、これまでの病弱障がい教育とは違う教育的取組と専門性が必要となってきている。

(2) 課題

- ・単県では事例の蓄積や授業改善に向け、多面的な検討を行うことが困難
- ・単県のみの実践では、ICTの活用等の今日的課題に十分な取組をすることが困難
- ・単県では障がい種別の学校数が 1~2 校程度であり、専門性を向上させる十分な研修の設定が困難

2 事業を通じて得られた成果と課題

(1) 事業目的

視覚障がい教育、聴覚障がい教育、病弱・身体虚弱教育の特別支援学校の専門性を維持、向上するために、島根県・鳥取県において両県の同一障がい種の特別支援学校（以下、パートナーシップ校という。）と広域的に連携し、テーマに基づいた研究を行うことで、特別支援学校間のネットワークを構築し、教員の専門性の向上を図る。

(2) 事業内容

パートナーシップ校同士で、日々の教育活動での現状や課題について共通理解し、課題改善に向けて有効な方法を探ったり、専門性の向上を図ったりするための研究を行った。

○パートナーシップ校連絡協議会の実施

- ・鳥取県で合同連絡協議会を開催し、事業最終年度の取組の確認を行った。
- ・事業実施に関して連携の在り方や情報共有の方法、実践集録・教材集の集約方法や実践報告会の持ち方等について協議を行った。
- ・授業終了後の連携の在り方について協議を行った。

○テーマ研究や研修会の実施

- ・障がい種に応じた専門性や現状における課題等に関するテーマについて研究や研修を行う。

《障がい種別テーマ》

視覚・・・盲重複児童生徒の指導内容・方法

弱視教育を中心に、個別の指導計画に基づき、発達の段階を踏まえた指導及び ICT 機器を活用した支援について授業実践を行う。

聴覚・・・早期教育の支援・連携、障がい認識等

昨年度までの研究成果を生かした相談事例や授業実践を持ち寄ることで、支援や指導の成果を検証する。

病弱・・・心身症等の生徒支援

病弱の児童生徒の基礎的な学力向上や人との関わりを豊かにするために、学習過程やICT機器を活用した教材の工夫等を行う。

○実践集録・教材集の作成及び報告会の実施

- ・障がい種別に3年間の取組の成果や課題について実践集録・教材集にまとめた。
- ・島根県で3障がい種合同の実践報告会を実施した。

(3) 成果

○ネットワークの形成

これまで中国・四国地区の研修会等で顔を合わせることがあった各校が、島根県・鳥取県合同で障がい種別のパートナーシップ校としてテーマについて研究を重ねることができた。県教育委員会同士も定期的に情報交換しながら進めてきたが、今後お互いの県に訪問しながら教育成果の視察や施策の情報交換等を行うこととしている。両県が協力して一つの事業を進めることで、今後も連絡がしやすい、顔の見える関係になった。

○研修を通じた実践交流と共有化

パートナーシップ校で研修や授業公開の情報を共有し、参加することで、大きな集団での研究協議や意見交換を可能にするとともに、他校が実践している有用な知見を得る機会にもなり、自校だけで実施するよりも深まりのある取組をすることができた。

○ICTの活用事例の集積

各障がい種別でICTを活用した学習を実践し、効果的な取組についてまとめることができた。ICTを活用した遠隔授業、研修会についても、各障がい種が実施できた。特に視覚障がいについては鳥取盲学校と島根盲学校をICT機器でつなぎ、児童の学習交流をすることができた。視覚障がい特別支援学校は両県ともに児童生徒数が減少しているため、児童にとって大変効果的な学習となった。

(4) 課題

3年間で培われたパートナーシップ校同士のネットワークを維持し、今後も引き続き専門性の維持・向上を目指すことができる仕組みが課題となる。

3. 解決策（次年度の重点的取組等）

教育委員会、学校同士が引き続き連絡を取り合い、ICTを活用したテレビ会議等により、研修や授業公開等を行う。

4 事業成果の維持・発展に向けた工夫や取組や方針

- ・事業終了後もパートナーシップ校同士で研修会や情報交換の機会を確保する。
- ・ビデオ会議システムを活用した取組を継続する。
- ・3年間の事業の成果や課題をまとめた実践集録やICT機器活用事例を活用し、各校の取組に生かす。
- ・教育委員会同士についても情報交換や協議会を行い連携を図る。

【本事業の対象障害種及び指定校一覧】

都道府県名	対象障がい種	指定校
島根県	視覚	島根県立盲学校
鳥取県	視覚	鳥取県立鳥取盲学校
島根県	聴覚	島根県立松江ろう学校、島根県立浜田ろう学校
鳥取県	聴覚	鳥取県立鳥取聾学校、鳥取県立鳥取聾学校ひまわり分校
島根県	病弱	島根県立松江緑が丘養護学校、島根県立江津清和養護学校
鳥取県	病弱	鳥取県立鳥取養護学校、鳥取県立皆生養護学校、 米子市立米子養護学校

※島根県・鳥取県が作成する公文書、啓発資料等については、法令等に規定されるものや団体、個人等の固有名称等を除き、「障がい」と表記することとしている。

【各県提出用】

I 事業概要

本県において、視覚障がいの特別支援学校は1校、聴覚障がい特別支援学校、病弱特別支援学校はそれぞれ2校と、同一障がい種の特別支援学校は少ない状況にある。視覚障がい、聴覚障がい特別支援学校では、幼児児童生徒が減少傾向にあり、病弱特別支援学校では、心身症の児童生徒が増えるなど、障がいの状況が変わりつつあり、多角的な視点での指導が必要となってきた。また、幼児児童生徒数の減少に伴って教員数も少なくなり、専門性の向上や継承に不安を感じる学校も多い。このような状況の中、島根県・鳥取県のパートナーシップ校（同一障がい種校）同士がテーマに基づいた研究や研修を行うことで、それぞれの障がい種で抱える今日的課題の解決や教員の専門性の向上を図るためのネットワーク構築を目的として本事業に取り組んだ。

本事業を進めるに当たり、島根・鳥取両県の視覚障がい、聴覚障がい、病弱の障がい種ごとに指定校を決め、同一障がい種校をパートナーシップ校とした。障がい種ごとのパートナーシップ校が連携を図り、両県の取り組むべき今日的課題の改善や障がい種ごとの専門性の向上や日々の実践につながる取組を行った。指定校の全てにおいては、ICT機器を活用した教育（タブレット端末等の効果的な活用）の方法について研修会や研究を行った。実際に機器に触れながら、活用方法や有効なアプリについて知るなど、実践に生かすことを意識した内容で研修会を実施したり、事例研究をしたりすることを通して授業での活用が進み、有効な事例を「ICT機器活用事例」を実践集録の中にまとめることができた。

本事業を通して行われたパートナーシップ校連絡協議会やパートナーシップ校同士で開催した研修会については、これまで行われてきた研修会への参加や校内での研究や研修会とは異なり、広域的な取組の意義を感じるものであった。

(成果)

- ・障がい種ごとで異なるが、パートナーシップ校の担当者が定期的に連絡協議会を行うことで、計画的に研究や研修を進めていくことができた。困った時には連絡を取り合うなど、普段からの情報交換や相談がしやすくなった。また、年度始めには島根県・鳥取県各校の管理職及び担当者が集う「合同連絡協議会」を実施することで、事業最終年度の取組について共通理解を図ることができた。
- ・各校が研修会や校内授業研究会を実施する際には、パートナーシップ校にも公開するという習慣ができた。ICT機器の活用（ビデオ会議システム）が定着してきており、自校にいながらより多くの教員が参加する機会を確保できるようになった。各校単独で実施していた研修の機会が、パートナーシップ校分増え、事例の蓄積、有効な指導や支援の共有につながっている。
- ・ICT機器を活用した指導については、実践に生かすことを意識した内容で研修をしたり、事例研究をしたりすることを通して、授業での活用が進み、有効な事例を「ICT機器活用事例」として実践集録の中にまとめることができた。

(課題)

本事業を通してパートナーシップ校同士の定期的な情報交換や様々な外部講師を招聘した研修会の実施が可能となり、専門性の向上につながっていたが、事業終了後もパートナーシップ校同士のつながりを持ち、研修会や指導・支援の充実を図っていくための工夫が必要である。

I 事業概要

【県を越えた広域的な取組に向けた目標、事業後の到達状況、成果や課題について】

(1) 目標

視覚障がい教育、聴覚障がい教育、病弱・身体虚弱教育の特別支援学校の専門性を維持、向上するために、島根県・鳥取県において両県の同一障がい種の特別支援学校（以下、パートナーシップ校という。）と広域的に連携し、テーマに基づいた研究を行うことで、特別支援学校間のネットワークを構築し、教員の専門性の向上を図る。

(2) 事業後の到達状況

各障がい種がテーマに基づき、連携しながら研究を行った。島根県・鳥取県合同で障がい種別のパートナーシップ校としてテーマについて研究を重ねることで、大きな集団での研究協議や意見交換を可能にするとともに、他校が実践している有用な知見を得る機会にもなり、広がりや深まりのある実践を行うことができた。両県が協力して一つの事業を進めることで、今後も連絡がしやすい、顔の見える関係になった。

I C Tを活用したテレビ会議により、複数の学校をつないで、合同研修会を実施したり、児童の学習交流をしたりすることができた。ネットワーク接続の課題もあったが、今後は事前に申請することで、安定した運用が可能にすることを両県で確認した。

(3) 成果と課題

成果としては、両県のネットワークの形成、研修を通じた実践交流と共有化が図られた。また、I C Tの活用事例の集積も進んでおり、今後も引き続きパートナーシップ校が連携しながら専門性の向上を図っていくことを確認した。

一方、次年度以降の継続的な専門性の向上の在り方、得られた知見を他障がい種や地域の学校に情報提供していく方法については今後の課題と言える。

※鳥取県が作成する公文書、啓発資料等については、法令等に規定されるものや団体、個人等の固有名
称等を除き、「障がい」と表記することとしている。